

令和元年第 6 回中津川市議会（定例会）

提出予定議案

令和元年第 6 回中津川市議会（定例会）に、報告 1 件、条例 7 件、その他 9 件、補正予算 6 件、合計 23 件の議案を提出します。

（報告）

1、専決処分の承認を求めることについて

9 月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

- ・令和元年度中津川市一般会計補正予算（専第 4 号）

（条例）

1、中津川市監査委員条例及び中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について 地方自治法の一部改正に伴い、改正する。

①平成 29 年 6 月 9 日に、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、令和 2 年 4 月 1 日に施行される。

当該改正により中津川市監査委員条例及び中津川市病院事業の設置等に関する条例が引用する部分に条ずれが生じるため、改正する。

②施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

2、中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償等を定めるため、制定する。

①地方公務員の臨時・非常勤職員が増加している中、その適正な任用・勤務条件の確保が求められており、地方公務員法及び地方自治法の改正が行われた。

②制定の主な内容

- ・会計年度任用職員をフルタイムとパートタイムに分け、それぞれの給料、報酬、手当、費用弁償等について定める。
- ・フルタイム会計年度任用職員に支給できる手当について規定する。
- ・期末手当は、一定要件を満たす会計年度任用職員に支給する。
- ・費用弁償の種類、通勤費、出張旅費について規定する。

③附則において下記の条例を改正し、服務、分限、懲戒等の勤務条件について所要の条文整備を行う。（14 条例）

- ・中津川市職員定数条例
- ・中津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・中津川市職員の分限の手續及び効果に関する条例
- ・中津川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

- ・中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・中津川市職員の育児休業等に関する条例
- ・中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・中津川市各種委員等給与条例
- ・中津川市職員の給与に関する条例
- ・中津川市職員旅費支給条例
- ・中津川市職員の退職手当に関する条例
- ・中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ・企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

④施行期日 令和2年4月1日

3、中津川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、改正する。

①行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日に施行される。

改正により、法律の題名が改められるとともに、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び行政手続等を情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項等が新たに規定されたことにより、条例が引用する部分に条ずれが生じるため改正する。

②施行期日 公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日

4、中津川市分担金等徴収条例の一部改正について

ライフライン保全対策事業に係る分担金を徴収するため、改正する。

①強風、大雪等による停電及びこれに起因する被害は、市民生活に深刻な影響を与えるため、電線周辺の立木を適切に管理する必要がある。

岐阜県は、市が行う電線周辺の立木を伐採する事業であって、その経費の一部を受益者から徴収するものに対して、ライフライン保全対策事業費補助金を交付することとしたため、受益者から分担金を徴収するために改正する。

②施行期日 公布の日

5、中津川市公民館の設置等に関する条例等の一部改正について

中津川市阿木交流センターの建設に伴い、阿木公民館、阿木事務所及び国民健康保険阿木診療所を移転するため、改正する。

- ①新たに阿木交流センターを整備することに伴い、公民館、地域事務所及び診療所機能を集約する。
- ②中津川市公民館の設置等に関する条例、中津川市地域事務所設置条例、中津川市国民健康保険診療所等の設置等に関する条例の一部改正
 - ・条例中の阿木公民館、阿木事務所及び国民健康保険阿木診療所の位置を阿木27番地の1に改める。
- ③中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正
 - ・阿木公民館の使用料を次のように改める。

移転前				→	移転後			
名称	面積 (㎡)	午前	午後/夜間		名称	面積 (㎡)	午前	午後/夜間
1-1 会議室	32.58	160 円	220 円		小会議室	29.81	160 円	220 円
2-1 会議室	50.81	160 円	220 円		中会議室	39.75	330 円	440 円
2-2 会議室	39.82	160 円	220 円		大会議室 (全)	156.51	660 円	880 円
研修室	164.85	660 円	880 円		大会議室 (大)	89.43	490 円	660 円
和室	40.41	330 円	440 円		大会議室 (小)	67.08	330 円	440 円
調理実習室	74.11	820 円	1,100 円		和室	19.87	160 円	220 円
					料理実習室	39.75	490 円	660 円

- ④施行期日 令和2年5月7日

6、中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について

中津川市舞台峠テニスコートを廃止するため、改正する。

- ①中津川市舞台峠テニスコートは、老朽化によるコートの破損が著しく、使用できない状況にあるため廃止する。
- ②中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例の一部改正
 - ・条例から「中津川市舞台峠テニスコート」を削除する。
- ③中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正
 - ・条例から「中津川市舞台峠テニスコート」の使用料を削除する。

- ④施行期日 令和2年4月1日

7、中津川市下水道事業等に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整理について

中津川市下水道事業等に地方公営企業法の全部を適用するため、関係条例を改正する。

①国が進めている「経済・財政一体改革の取組」の中で、地方財政の厳しい状況を踏まえ、地方公営企業法の適用拡大が要請された。

中津川市においても、特別会計である下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理事業に、同法を適用することにより、効率的な経営体制の確立を図るため関係条例を改正する。

②改正する条例（17条例）

- ・中津川市行政組織条例
- ・中津川市職員定数条例
- ・中津川市特別会計条例
- ・中津川市積立基金条例
- ・中津川市水道事業の設置等に関する条例
- ・中津川市下水道条例
- ・中津川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- ・中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例
- ・中津川市公共下水道事業区域外流入受益者負担金及び分担金徴収条例
- ・中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例
- ・中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例
- ・中津川市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例
- ・中津川市個別排水処理施設の設置等に関する条例
- ・中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例
- ・中津川市水道事業給水条例
- ・中津川市情報公開条例
- ・中津川市個人情報保護条例

③施行期日 令和2年4月1日

(その他)

1、財産の処分について

企業を誘致するため、財産の処分を行う。

①財産の種別 土地

②所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積
中津川市千旦林字坂本1 4 1 7 番 2 6	宅地	5, 443. 48 m ²
中津川市千旦林字坂本1 4 1 7 番 2 7	宅地	17, 315. 77 m ²
中津川市千旦林字坂本1 4 1 7 番 2 8	宅地	995. 81 m ²
	合計	23. 755. 06 m ²

③契約金額 1 2 9, 6 6 5, 6 6 0円

④契約の相手方 名古屋市東区東桜一丁目1番10号
大同特殊鋼株式会社
代表取締役社長 石黒 武

2～4、市道路線の変更について

落合42号線、苗木11号線、坂下90号線

- 2、落合42号線
 - ・県営中山間地域総合整備事業で整備された道路のうち、県から譲与された部分を落合42号線への接続道路として、起点を変更し、一貫した道路管理をする。
- 3、苗木11号線
 - ・広域営農団地農道整備事業で整備された道路のうち、県から譲与された部分を苗木11号線への接続道路として、起点及び終点を変更し、一貫した道路管理をする。
- 4、坂下90号線
 - ・路線の一部が一般交通の用に供されなくなったため、終点を変更し、一貫した道路管理をする。

5～8、指定管理者の指定について

施設の管理を指定管理者に行わせるため、指定する。

- ・議案数 4議案
- ・指定施設数 7施設
- ・指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日
(下表中※印の施設は、令和2年4月1日～令和5年3月31日)

議案	施設数	施設名	指定先
5	1	加子母B&G海洋センター	特定非営利活動法人 わくわくプラザ
6	2	中津川市福岡公民館 ※	ふくおかまちづくり協議会
	3	常盤座 ※	
7	4	明治座 ※	特定非営利活動法人 かしもむら
8	5	中津川市障がい者就労支援事業所 さかした	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
	6	中津川市障がい者就労支援事業所 かしも	
	7	中津川市障がい者就労支援事業所 ふくおか	

9、新市建設計画の変更について

- ・変更内容 計画期間の終期を令和6年度まで延長
法改正等に伴う表記の変更、財政計画の実績と推計を反映するなど、所要の変更

(補正予算)

- 1 令和元年度中津川市一般会計補正予算
- 2 " 国民健康保険事業会計補正予算
- 3 " 下水道事業会計補正予算
- 4 " 農業集落排水事業会計補正予算
- 5 " 特定環境保全公共下水道事業会計補正予算
- 6 " 病院事業会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原
電話：0573-66-1111（内線442）